九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第1巻 : 通史編 I

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801084

出版情報：九州大学百年史. 1, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 4 章　附属図書館の設置

第 1 節　附属図書館の設置

（1）附属図書館の設置

1908（明治 41）年、京都帝国大学福岡医科大学に閲覧図書室が開設された。1922（大正 11）年 5 月 30 日には、勅令第 290 号により九州帝国大学官制が改正され、九州帝国大学に附属図書館をおくこととなった。これにより、図書館に図書館長を置き、図書記録の整理・保存および閲覧に関する事務を担当する専任司書 2 名（判任官）を置くこととなった。これより約 3 か月後の 9 月 15 日には、従来図書室と称していたのを図書館と称するように改められた。

初代図書館長には、医学部細菌学講座の小川政修（まさなが）教授が任ぜられた。小川は、泰西の医学史に造詣が深く、細菌学の立場から図書消毒の問題についても方策を論じており、図書館長としてまさに適任であった。しかし、建物は従前通り医学部構内の 1 室をこれにあてているにすぎず、独立の建物や設備はなかった。また、九州帝国大学官制が改正された 1922 年時点の蔵書数についても、東京帝国大学は 82 万 3984 冊、京都帝国大学は 53 万 4853 冊、東北帝国大学は 15 万 6975 冊、北海道帝国大学は 8 万 4032 冊（『日本帝国文部省第五十一年報』）に対し、九州帝国大学は 9 万 4248 冊と 2 番目に少なく、各帝国大学附属図書館との差は歴然としていた。

さらに、図書閲覧の日時は「随時之ヲ掲示ス」るものとされ、開館日時は不定期、図書貸出冊数も取り決められていないなど、「九州帝国大学図書室規程」（1915 年制定、1919 年改正、1925 年廃止）そのものもしっかりとした

ものではなかった。

九州帝国大学図書室規程

第一条　図書ノ出納ハ図書館掛員之ヲ掌ル

第二条　本学ノ職員ハ図書ヲ借受クルコトヲ得

第三条　学生ハ教室主任ノ保認証（ママ）ヲ得本室ノ図書ヲ借受クルコトヲ得

第四条　図書ヲ借受ケントスル者ハ自ラ図書室ニ至リ定式ノ用紙ニ書名、冊数、番号、期間、年月日及氏名（職員ニ在テハ其官職）ヲ記載シ押印ノ上之ヲ掛員ニ差出スヘシ

第五条　借受ケタル図書ハ期間中ト雖モ毎年七月一日ヨリ十日迄ノ間ニ一旦返納スヘシ但必要アルトキハ臨時返納セシム

第六条　職員ノ退職又ハ転任シタル者学生ノ休学、退学シタル者及停学ニ処セラレタル者ハ其借受セル図書ヲ直チニ返納スヘシ卒業シタル学生ハ卒業証書受領前必ス返納スヘシ

第七条　閲覧ノ日時ハ随時之ヲ掲示ス

第八条　職員ニシテ図書ヲ閲覧セントスル者ハ定式ノ証書ニ書名、冊数、番号、年月日及官職氏名ヲ記載シ之ヲ掛員ニ差出シ閲覧了レハ直ニ図書ヲ返納スヘシ

第九条　学生ニシテ図書ヲ閲覧セントスル者ハ分科大学事務室ニ就キ閲覧票ノ交付ヲ受クヘシ

第十条　閲覧票ハ他人ニ転貸スルヲ得ス遺失シタルトキハ其旨速ニ届出ツヘシ

第十一条　学生ニシテ図書ヲ閲覧セントスル者ハ閲覧票ト共ニ定式ノ証書ニ書名、冊数、番号、年月日及氏名ヲ記載シ之ヲ掛員ニ差出シ閲覧了レハ直ニ図書ヲ返納シテ閲覧票ノ還付ヲ受クヘシ

第十二条　閲覧ハ必ス閲覧室内ニ於テスヘシ

第十三条　閲覧室ニ於テハ音読、談話、喫煙其他閲覧ノ妨害トナルヘキ行為ヲ禁ス

第十四条　図書ヲ汚染、毀損又ハ紛失シタルトキハ之ヲ修繕セシメ若(もし)クハ同一ノ図書又ハ相当ノ代金ヲ以テ之ヲ弁償セシム

第十五条　本規程ニ違反シ又ハ臨時本室ノ指示スル所ニ反シタルトキハ相当ノ処分ヲ為ス

附則

第十六条　本規程施行前ニ貸付シタル図書ハ其期限内引続キ貸付ス

第十七条　本規程ハ大正四年一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

その後、1925 年には、閲覧日時は平日午前 8 時から午後 9 時までとなり少し改善されたものの、蔵書数はようやく 14 万冊を超えるにすぎなかった。

この蔵書数に飛躍的な変化がみられる契機となるのが、法文学部の開設である。法文学部の開設をひかえ、教官候補者たちは海外の各地で研鑽し、購入した多くの専門図書とともに帰朝した。第 1 次世界大戦直後であったため、円の為替高で洋書を大量に購入することが可能だったのである。法文学部ではこれらの図書を受け入れるために、中央整理室を設けて整理を行ったが、法文学部の設置に伴い今後も大量の図書を迅速に受け入れ整理する必要があるため、中央整理室を廃止し、図書館に整理事務を委託してその人員を法文学部の研究室と附属図書館に分属させた。

さらに、法文学部の開設以後、附属図書館長の選任も法文学部の教授より推薦されるならわしとなり、1925 年 4 月 20 日には法文学部の長寿吉(じゅきち)教授が附属図書館長となった。長寿吉は欧州近世史の専門家であり、ベルリンの図書館で東洋図書整理の嘱託をうけて館務に従事した経歴をもつ。帰国後は、奈良女子高等師範学校教授として図書館経営にあたり、京都帝国大学司書官としてその経営に尽力する一方、日本図書館協会の役員として国内一般の図書館に広く精通する人物であった。翌月の 5 月 18 日には、専任司書官 1 名が置かれ、これで専任司書は 2 名から 3 名に増員された。この初代司書官として 6 月 29 日に竹林熊彦が就任した。また、6 月 6 日には附属図書館長委任事項が定められた（資料編Ⅰ－200、p.451）。

図 3-15 新築当時の附属図書館

1925 年 6 月には、附属図書館の本館と書庫が箱崎地区の工学部と法文学部の中間の位置に竣工、本館は、鉄筋コンクリート製総 2 階建延 327 坪（1081 m²）、1 階は自由閲覧室と会議室、2 階は一般閲覧室と教官閲覧室に充て、別に新聞閲覧室がおかれた。また、鉄筋コンクリート製 4 階建延 408 坪（1349 m²）の書庫は、各階への図書運搬用のリフト 3 個が備え付けられ、窓には鉄製鎧戸がとりつけられ図書の安全が図られた。『福岡日日新聞』では、「大図書館成る」としてその完成が大きく報じられた（1925 年 6 月 26 日付。図 3-16）。

（2）附属図書館の開館

1925（大正 14）年 6 月に附属図書館が新築されると、7 月 1 日より開館することが発表された（『福岡日日新聞』1925 年 6 月 26 日）。そして、その 2 日後の 1925 年 7 月 3 日には、従来医学部構内図書館で取り扱ってきた附属図書館事務を新築附属図書館で取扱うこととなった。同月 25 日には、「九州帝国大学附属図書館規則」「図書閲覧及検索ニ関スル規程」「九州帝国大学附属図書館商議委員会規程」などの諸規程が制定され、8 月 1 日からの施行とともに従来の「九州帝国大学図書室規程」は廃止された。

「九州帝国大学附属図書館規則」では、第 2 条および第 3 条において、図書を本館備付けの図書と各部局備付けの図書の 2 種類に分類し、さらに本館

備付けの図書について「一、貴重図書　二、辞書、事彙、叢書並諸学科ニ通スル参考書　三、普通図書」の 3 種類に分けるなど、所蔵する図書を体系的に管理することとなった。また、従来の「九州帝国大学図書室規程」では特に定められていなかった貸出冊数とその期間についても、教授・助教授・講師は各 30 冊以内、事務官・司書官・技師・薬局長は各 20 冊以内、助手・技手・司書・薬剤手・副手・医員・大学院学生・専攻生は各 10 冊以内と定められた。学生生徒については、

更に大學名物
が一つ殖えた
大圖書館成る
三萬卷を藏して
◆……七月一日から開館
九大
立派
「語る」
新館長は長教授
斯界の一人者

図 3-16 附属図書館の新築を報じる記事
（『福岡日日新聞』1925 年 6 月 26 日）

教室または研究室主任の証明を有する者に限り、教科書もしくは参考書を 5 冊以内ならば借受けることが出来るとされ、その貸出期間は各 6 か月以内とすることが明記された（資料編Ⅰ－201、pp.451-453）。

さらに、「図書閲覧及検索ニ関スル規程」では、一度に閲覧できる冊数が詳細に取り決められた他、閲覧日時を平日は午前 8 時から午後 9 時まで、日曜日は午後 6 時から 9 時までと規定された（資料編Ⅰ－202、pp.453-455）。くわえて、「図書館商議委員会規程」により図書館に関する重要事項を審議するため、図書館長と学部毎に選出された教授 2 名の商議員より成る図書館商議委員を設置することとなった（資料編Ⅰ－203、p.455）。こうして、図書館

諸規則の制定とともにその運営方針が整備されていった。

1926 年 2 月 2 日には、「附属図書館処務細則」が制定され、司書掛・事務掛の事務分掌が規定されることとなり（資料編Ⅰ－204、pp.455-456）、5 月 12 日には官制が改正され司書の定員が 1 名増加して計 5 名となった。

諸規則の制定とそれに伴う人員の確保などの運営面の整備がなされる一方、新館建築当初から、貴重図書の受け入れなどによる所蔵書籍の内容充実がはかられた。附属図書館の新築を報じる『福岡日日新聞』の紙面（図 3-16）で、館長である長教授はさっそく、「一般蔵書家が貴重な図書を自家に保存させるよりもこんな耐震耐火の図書館であるから、其蔵書を本館に保管を委託されることは特に希望する処でさうすると其図書は本館で丁重に保管する計りでなく同時に研究者に非常な利便を与ふる事となるのである」と、新築した附属図書館への図書の寄託を広く呼び掛けた。これが功を奏したのか、1926 年 12 月 1 日には、私立福岡図書館より旧蔵書約 1 万冊を「広瀬文庫」として寄託をうけることができた。

「広瀬文庫」の寄託を受け、長館長は貴重図書を寄託することが学術研究の発展に貢献することになる旨を説明し、「貴重な図書を秘蔵せられて居る方々は之を公開して研究を援助する意味に於て保管を本館に寄託せられる事を切望する次第です」と、貴重図書のさらなる収集に意欲を燃やした（『福岡日日新聞』1925 年 12 月 23 日）。以後、附属図書館では精力的に貴重図書の寄託・購入等、その受け入れにつとめた。こうして、1926 年には文学者の寺尾寿が収集した国史・国文関係図書 1 万 4000 冊を「音無文庫」として附属図書館に購入することが計画され、1929（昭和 4）年 5 月 15 日には法文学部中島慎一教授の斡旋と長館長の熱意により実現したのである（山根泰志「「九州大学百年の宝物」余話」、九州大学附属図書館貴重文物講習会資料、2011 年 3 月 18 日開催）。

しかし、欧州や日本の一流の図書館をみてきた長館長には、この附属図書館の建物は、まったく図書館の機能というものを知らない人間が建てたとし

か思われないほどにその書庫の構造は拙いものであった。書庫の換気が悪いため湿気が非常に多く柱に露ができるほどであった。さらに、2 階の教官閲覧室は教授の個室そのままで研究室ではなく、書棚は 4 段の作り付けで移動できず書棚間の距離がありすぎて図書の収容能力が少ないものであった。また、閲覧室に至っては、「約百三十名位しか収容できない所へ最近は毎日二百五六十名も押し掛けて来る始末で、席の争奪戦は目覚ましいものがある」ほどであった。こうした実情を前に、長は事務室を別につくることを真野総長に建議した。その結果、1930 年 9 月 29 日に今まで地下 2 室を占領していた図書館事務室を増築した別館へ移転、空いた 1 室を自由閲覧室に充てることとなった（『九州大学新聞』第 48 号、1930 年 10 月 5 日）。

1930 年 9 月には、図書館への質問や意見を受け付ける「投書ノート」（『九州大学新聞』第 49 号、1930 年 10 月 31 日）を設置し学生の意見に耳を傾けるなど、引き続き、施設環境の改善に意欲的に取り組み学生本位の自由な図書館づくりが目指された。

第 2 節　第八臨時教員養成所

（1）第八臨時教員養成所の附設

日清戦争を契機に資本主義経済が飛躍的に発展するなか、諸学校制度は急速に整備・拡充され教員の養成が急務となった。この当時、文部省内には高等師範学校増設の議があった。しかしその一方で、高等教育機関拡張計画およびその後の整備計画により、帝国大学その他官立大学の学部も拡張し大学令により認可された私立大学もあり、これらの機関から中等教員の供給を受ける見込みがあった。そのため、恒久的に高等師範学校を増設するよりも、さしあたり急需に応じるために臨時で教員を養成する機関を設けることとし

たのである。こうして、1902（明治 35）年勅令第 100 号をもって文部大臣の指定する帝国大学および直轄学校内に、師範学校・中学校・高等女学校の教員を養成するための臨時教員養成所が設置されることとなった（資料編Ⅰ－205、p.457）。同年、東京帝国大学に第一臨時教員養成所が設置されたのをはじめ、1905 年までに第五臨時教員養成所まで設置された。その翌年に第六臨時教員養成所が設置されるとともに、同年よりしだいに廃止に向かった。その後、中等学校教員の不足が著しくなると再び臨時教員養成所が注目されるに至り、1922（大正 11）年以降、文部省直轄学校に臨時教員養成所が附設されていった。帝国大学では、京都帝国大学に第七臨時教員養成所（1923 年）、東北帝国大学に第九臨時教員養成所（1923 年）、北海道帝国大学に第十六臨時教育養成所が設置され、九州帝国大学には 1923 年 4 月 5 日に第八臨時教員養成所が設置された（資料編Ⅰ－207、pp.460-461）。

第八臨時教員養成所の設置をめぐっては、臨時教員養成所の設置が高等師範学校増設の前提になるのではないかとの推測がなされ、佐賀・熊本・福岡の 3 つの高等学校を中心にはげしい誘致争いがおこった。そのため、他の臨時教員養成所にくらべて附設校の確定が遅延したが、文部省からの内部交渉を受けた結果、九州帝国大学に附設することが決定したのであった。

第八臨時教員養成所には、数学科と物理学科が開設され、各学科ともにそれぞれ 30 名の給費生と若干名の私費生を収容し修業年限は 2 か年とされた。また、生徒はすべて授業料を要せず、給費生は年額 300 円が支給された。そのため、給費生は修業年限の 1 倍半に相当する期間、私費生は修業年限の 2 分の 1 に相当する期間を教育に関する職務に従事する義務があり、最初の 1 か年は文部大臣の指定に従い就職することとされた。入学資格は、師範学校・官公私立中学校の学科課程と同等以上の学力を有する者または文部大臣指定の学校の卒業者、専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者または専門学校入学者検定規程第 8 条第 1 号に該当する者ならびに小学校本科生教員免許状所有者で、試験により選抜するものとされた（資料編Ⅰ－208、

pp.461-464。資料編Ⅰ－209、pp.464-470)。

募集要項を官報にて発表してから約 2 週間後には入学志願書は 60 通に達したが、大学や高等師範学校のように臨時教員養成所でも徴兵令第 23 条による徴兵猶予の特典が適用されると勘違いした志願者が多かったという(『福岡日日新聞』1923 年 4 月 19 日)。また、附設といっても新たに建物を増築することはなく、工学部建物等の講義がない時間の空き教室を利用して授業を行うこととした。

臨時教員養成所官制第 3 条により、総長真野文二が管理者、主事・教務課長として工学部教授桑木彧雄(あやお)、生徒科長に工学部教授河村幹雄、講師としては工学部の理科教室・応用化学科の教官が主にこれにあたり、福岡高等学校・福岡女子専門学校・福岡商業学校などからの応援を仰いだ。第八臨時教員養成所の庶務については工学部本部で取扱い、教務一切に関しては工学部庶務部で担当することとなった。同年 5 月 10 日には、医学部附属図書館にて第 1 回入学式を挙行、工学部建物を使用して授業が開始された。

九州帝国大学としては、この第八臨時教員養成所を理学部の設立と合わせて恒久的な附属施設にしたいと考えており、1924 年 7 月に『文部省年報』作製のための資料の報告において、「本所ヲ継続シ存置セラレンコトハ相当各方面ニ於テ希望セラルモノノ如シ、殊ニ九州帝国大学ニ理学部ノ設置ヲ見ルノ暁ニ於テハ益々之ガ附設ノ養成所トシテ九州地方理科教育ノ完成ニ欠クベカラザルモノタルベシ」と述べている。しかし、開設翌年の 1924 年度の入学志願者および入学者は両学科ともに 0 名であり、臨時教員養成所の恒久的な附属施設化どころか、1925 年度以降は物理学科を省き数学科だけを置くこととなった。

この後、養成所は幾度かの廃止の危機を乗り越えながら 1932（昭和 7）年度まで存続することとなる。志願者が 0 名であった 1926（大正 15）年、文部省はその翌年の募集でもって第八臨時教員養成所を廃止する予定であったが、その翌年の 1927（昭和 2）年には 245 名という志願者があった。そのた

めか、同年 2 月には「中等教員の需要も多く又卒業生の成績も可(よ)い」との理由で今後永久に学生を募集することを文部省が決定したと報じられた(『福岡日日新聞』1927 年 2 月 18 日)。しかし、1929 年に入学志願者が再び 0 名となると廃止が取り沙汰されるに至り、学生募集開始の数か月前に同養成所の継続決定の通知を文部省から受けてようやく学生募集を行うという有様であった(『福岡日日新聞』1930 年 2 月 7 日)。

1930 年より全国の文部省直轄学校に設置された臨時教員養成所は漸次廃止に向かい、1931 年度以降、第八臨時教員養成所も学生の募集を停止するに至った。そして、1933 年には文部省告示第 77 号により 1933 年 3 月 31 日限りをもって廃止となったのである。

(2) 第八臨時教員養成所の学制と学生

1923(大正 12)年 4 月 5 日、文部省告示第 265 号にて第八臨時教員養成所を九州帝国大学に附設することを発表、出願期日を同月 20 日とし、その 5 日後に選抜試験が行われることとなった。選抜試験は 25・26 両日に学科試験、27 日に身体検査および口頭試問を行い、5 月 1 日に成績発表をするものとされた。試験科目は、数学、物理および化学、国語および漢文、英語で、第 1 回入学試験は医学部構内図書館内にて実施された(『自大正十二年至大正十四年 雑 臨教』、九州大学大学文書館所蔵)。

第 1 回入学試験では、各科定員 30 名のところ、数学科 50 名・物理化学科 75 名が受験しそれぞれ 30 名ずつ入学した。第 1 回生の入学前出身校は、中学校卒業者が最も多く 39 名、師範学校卒業生が 18 名、高等工業学校卒業者が 1 名、小学校本科正教員が 2 名であった(表 3-2)。さらに、第 1 回生では東京からの入学者もあり、その後、新潟など全国各地から学生が集まり、生徒の年齢層も幅広かった(表 3-3,4)。

入学後、数学科の生徒たちは修身、教育、数学、物理、簿記、英語、体操

表 3-2 第八臨時教員養成所生徒出身学校別調（1923～28 年度）

	中学校	師範学校	高等工業学校・工業学校	小学校本科正教員	その他
1923 年	※22　＊17	※7　＊11	※1	＊2	0
1924 年	※16　＊14	※6　＊10	※1	＊2	0
1925 年	※33	0	※2	※2	0
1926 年	※29	0	※2	※2	0
1927 年	※25	※2	0	0	※1
1928 年	※25	※2	0	0	※1

註：表中の※は数学科の生徒、＊は物理化学科の生徒を示す。なお、1923、1927、1928 年度は各年度における入学者の出身学校別調、1924～1926 年度はそれぞれ 5 月現在で第八臨時教員養成所に在籍していた生徒の出身学校別調である。また、1929 年度以降、『第八臨時教員養成所一覧』に生徒の出身学校別調の掲載は無くなる。

出典：『第八臨時教員養成所一覧』。

（随意科目）を学び、物理化学科の学生は修身、教育、数学、物理、英語、体操（随意科目）の他に、化学、図画及手工を学んだ。1927（昭和 2）年には、これにドイツ語が加わるとともに体操が随意科目ではなくなり修業年限も 2 年から 3 年へと延長された。専任の教員は配置されず、九州帝国大学の教官の他、福岡高等学校・福岡女子専門学校・福岡商業学校の教員らがこれらの科目を担当した。

就職状況に関しては、第 1 回卒業生は良好で 3 月上旬には全員赴任学校が決まっていたが、1930 年になると不況のあおりを受け、多くの生徒たちが卒業と同時に失業者になったという。官学出身の有資格者でさえ中等学校の教員として就職することは容易ではなく、教員急需の対策として設けられた臨時教員養成所の意義はここに完全になくなった。なお、第八臨時教員養成所は、開設から廃止までの 10 年間に 125 名（『文部省年報』）の卒業生を出し、

表 3-3 第八臨時教員養成所在校生府県別出身地（1923～32 年度）

	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
新　潟	―	―	―	―	―	―	―	※ 2	※ 3	※ 3
静　岡	―	―	―	―	―	―	―	※ 1	※ 1	※ 1
東　京	※1	※1	―	―	―	―	―	―	―	―
愛　知	※1	※1	―	―	―	―	―	―	―	―
和歌山	―	―	―	―	※ 1	※ 1	※1	―	―	―
鳥　取	―	―	―	―	―	―	―	※ 1	※ 1	※ 1
徳　島	―	―	―	―	―	―	―	※ 1	※ 1	※ 1
広　島	―	―	―	―	※ 1	※ 1	※1	―	―	―
島　根	※ 3 ＊ 1	※ 1 ＊ 1	※ 1	※ 1	―	―	―	―	―	―
愛　媛	※ 1	※ 1	―	―	―	―	―	―	―	―
山　口	＊ 1	＊ 1	―	―	―	―	―	※ 2	※ 2	※ 2
長　崎	※ 1 ＊ 2	※ 1 ＊ 2	※ 1	※ 1	―	―	―	※ 3	※ 3	※ 3
福　岡	※16 ＊10	※11 ＊ 8	※27	※24	※17	※16	※14	※10	※10	※ 9
大　分	※ 3 ＊ 2	※ 3 ＊ 2	※ 2	※ 2	※ 4	※ 4	※4	※ 2	※ 2	※ 2
佐　賀	※ 2 ＊ 5	※ 2 ＊ 4	※ 4	※ 3	※ 1	―	―	※ 1	―	―
岡　山	＊ 1	＊ 1	※ 1	※ 1	―	―	―	―	―	―
鹿児島	※ 2 ＊ 1	※ 2 ＊ 1	―	―	※ 1	※ 1	※1	※ 1	※ 1	※ 1
熊　本	＊ 4	＊ 3	※ 1	※ 1	※ 2	※ 2	※2	―	―	―
宮　崎	＊ 1	＊ 1	―	―	※ 1	※ 1	※1	―	―	―
沖　縄	＊ 2	＊ 2	―	―	―	―		―	―	―

註：※は数学科の生徒、＊は物理化学科の生徒。

出典：『第八臨時教員養成所一覧』。

表 3-4 第八臨時教員養成所生徒年齢表
（1923～32 年度）

	学 科	最長	最少
1923 年	数学科	39.9	17.4
	物理化学科	25.2	17.3
1924 年	数学科	40.9	18.2
	物理化学科	26.2	18.4
1925 年	数学科	30.6	17.2
1926 年	数学科	31.6	18.2
1927 年	数学科	33.9	17.3
1928 年	数学科	34.9	18.3
1929 年	数学科	35.9	19.1
1930 年	数学科	25.6	17.4
1931 年	数学科	26.6	18.4
1932 年	数学科	27.6	19.4

出典：『第八臨時教員養成所一覧』。

中等教育界に進出して校長や教頭などの管理職をつとめた者や、大学に進学して研究者となった者もいた。